

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人関西文理総合学園
②設置大学名称	長浜バイオ大学
③担当部署	大学管理運営機構事務室 総務担当
④問合せ先	TEL:0749-64-8100 MAIL: soumu@nagahama-i-bio.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 18 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 25 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.nagahama-i-bio.ac.jp/corporations/governance/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神 等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念（教育理念）及び教育目的を大学ホームページ、大学案内、学生便覧等において公表し、学内外へ周知している。 https://www.nagahama-i-bio.ac.jp/about/purpose/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを定め、公表するとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めている。 https://www.nagahama-i-bio.ac.jp/about/purpose/
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	全学的な意思決定機関として、学長を議長とする「学長協議会」を設置し、大学運営に関する重要事項を審議している。また、教学組織の運営に必要な事項については、学則に基づき教授会および各種委員会において審議し、各組織の役割を明確にしたうえで運営している。 【長浜バイオ大学学則】 https://www.nagahama-i-bio.ac.jp/upload/gakusoku_20240401.pdf
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	各種委員会は教員と職員で構成されており、協力・連携できる体制を整え、教職協働による教育研究活動等に努めている。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針及び年次計画を策定し、教職員の資質向上に資する研修会、講演会等を実施している。教育研究活動及び大学運営の質的向上に向けて、継続的な能力開発に取り組んでいる。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	第 6 次中期事業計画（2025 年度～2029 年度）を策定し、公表している。事業計画の策定にあたっては、大学を取り巻く環境や課題を踏まえ、教学及び経営に関する具体的な施策を定め、理事会の審議を経て決定している。 https://www.nagahama-i-bio.ac.jp/

	bio.ac.jp/corporations/financial/
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期事業計画は、年次ごとに目標を掲げ、各部門において進捗管理を行い、常務理事会、理事会及び評議員会で確認している。必要に応じて計画の見直しを行い、改善につなげることで、継続的な質の向上を図っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の理念に基づき、バイオサイエンス及び関連分野における高度専門人材の育成を推進している。また、産業界や地域社会のニーズを踏まえた教育を展開し、社会の要請に応える人材を輩出するとともに、多様な学びの機会の提供に努めている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	産官学連携事業、公開講座、親子科学教室等を通じて教育研究成果を地域社会へ還元している。また、地域産業や自治体との連携を通じて課題解決に取り組み、地域における「知の拠点」としての役割を果たしている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	第6次中期事業計画において「多様な学生に対応した学生生活支援・指導の充実」を重点施策に掲げ、多様な背景を持つ学生が安心して学修できる環境整備及び合理的配慮の提供に取り組んでいる。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍推進の観点から、理事 9 名のうち 1 名の女性理事を登用するとともに、代表業務執行理事として重要な役割を担っている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人関西文理総合学園寄附行為において理事の選任方法、資格及び構成を定めるとともに、建学の理念を理解し、学校法人運営に必要な識見と経験を有する者を理事として選任している。また、評議員会の意見を聴取しながら適切な選任手続きを行うことで、選任

	過程の透明性の確保に努めている。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会を定期的開催し、重要事項について審議・決定するとともに、評議員会において意見を聴取し、学校法人運営に反映している。また、評議員会に理事長及び常務理事が出席し、職務執行報告を毎回行っており、理事会と評議会における情報共有を図り、相互牽制と協働によるガバナンス体制を確立している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対し、大学及び学校法人を取り巻く諸課題、法令改正、財務状況等に関する情報提供を行うとともに、研修会等の情報提供を行い、学校法人運営に必要な資質及び能力の向上に努めている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人については、その独立性及び専門性を重視し、法令及び寄附行為に基づき適切に選任している。また、利益相反の防止に配慮するとともに、選任過程の透明性の確保に努めている。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人及び法人事務局関係部署が相互に連携し、監査計画や監査結果に関する情報共有を行っている。必要に応じて意見交換を実施し、監査機能の実効性向上に努めている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事に対して理事会及び評議員会等の重要会議に関する情報を適切に提供するとともに、文部科学省や関係団体が実施する研修会の情報提供を行い、監事機能の充実を図っている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員については、寄附行為に基づき、学識経験者、卒業生、地域行政関係者等の多様な人材により構成し、幅広い見識を法人運営に反映できる体制としている。また、選任基準及び手続きを明確にし、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会において理事会から業務執行状況等の報告を受け、重要事項について意見を述べる機会を確保している。理事会と評議員会が相互に連携し、建設的な協

	働関係のもとで法人運営を行っている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対し、学校法人の事業計画、財務状況及び大学運営に関する情報を適宜提供している。また、制度改正等に関する情報共有や研修機会の情報提供を行い、評議員としての役割遂行を支援している。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理規程及び各種マニュアルを整備し、災害、感染症、事故等の発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を構築している。また、教育研究活動を継続するための事業継続の観点から、危機管理体制の点検・見直しを継続的に実施している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為及び学内諸規程の遵守を徹底するため、コンプライアンス推進体制を整備している。また、教職員への周知・研修を実施し、適正な業務執行及び内部統制の強化に努めている。 https://www.nagahama-i-bio.ac.jp/research/sincerity/

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	私立学校法等に基づき、事業計画、事業報告、財務情報及び監査報告書を公表している。 https://www.nagahama-i-bio.ac.jp/corporations/financial/
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ホームページや SNS 等のデジタルメディアを活用し、ステークホルダーが必要な情報に容易にアクセスできる環境を整備するとともに、適時・適切な情報公開を行っている。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明